

狭山市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針

平成20年10月21日狭山市長決裁

1 基本方針策定の趣旨

圏央道狭山日高インターチェンジは平成8年3月に開通し、平成19年6月には中央道とも繋がったことにより、交通の利便性も高まり、インターチェンジ周辺地域は、現在、工業・流通施設などの立地が進んでいます。

また、圏央道の県内全線開通が平成24年度を目標に進められており、この整備により、インターチェンジ周辺地域は、企業立地の可能性がますます高まることが予想されます。

一方、法令に抵触する恐れのある資材置場や残土置場などの土地利用が起これることも懸念されます。

このような中で、平成20年1月に、埼玉県及び沿線16市町（本市含む）によって「圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止に向けた共同宣言」が行われました。

この共同宣言を踏まえ、本市の取組を明確化するため、この基本方針を策定します。

2 対象エリア・対象行為

圏央道狭山日高インターチェンジから概ね1.5kmの範囲（以下「重点運用エリア」という。）において本市が実施する取組は、都市計画法や市条例など関係法令の適正、厳格な運用、監視活動の実施（以下「乱開発抑止」という。）とします。

なお、対象エリアは別表のとおりです。

3 乱開発抑止の実施方法

（1）関係法令の運用方針

農業振興地域の整備に関する法律

農用地区域内の土地において、農用地区域から除外する相談や申出があった場合は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、適正、厳格に運用します。

農地法

農地転用の相談または申請があった場合は、農地法の遵守を指導します。また、既に違反状態となっている場合は是正指導を行います。

埼玉県屋外広告物条例

屋外広告物の監視活動を実施するとともに、違反広告物に対する是正指導を行います。

都市計画法

開発許可の相談または申請があった場合は、都市計画法に基づき、適正、厳格に運用します。また、違反建築物の監視活動を実施するとともに、既に違反状態となっている場合は是正指導を行います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

不法投棄等の監視活動を実施するとともに、既に違反状態となっている場合は是正指導を行います。

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例等

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例や狭山市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の基準に適合するよう指導、監視を行います。

(2) 啓発活動の実施

重点運用エリアにおける乱開発抑止に向けて、市広報紙などで周知します。
(担当課：都市計画課)

重点運用エリアにおける農業振興地域の整備に関する法律の適正、厳格な運用に向けて、チラシなどでPRします。(担当課：農政課、農業委員会)

(3) 監視活動の実施

重点運用エリア一斉パトロールの実施(11月頃)

重点運用エリアにおける乱開発抑止に向けて、埼玉県や沿線15市町と連携してパトロールを行います。

重点運用エリア庁内合同パトロールの実施(5月頃)

重点運用エリアにおける乱開発抑止に向けて、庁内関係課と連携してパトロールを行います。

重点運用エリアパトロールの実施

- ・農地の巡回パトロール(担当課：農政課、農業委員会)

違反転用の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを行います。

- ・不法盛土等の巡回パトロール(担当課：農政課、生活環境課、農業委員会)

不法盛土等の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを行います。

- ・不法投棄の巡回パトロール（担当課：生活環境課）
不法投棄の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを行います。
- ・屋外広告物の巡回パトロール（担当課：建築審査課）
条例違反の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを行います。
- ・違反開発の巡回パトロール（担当課：開発審査課）
違反開発の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを行います。

別表 狭山市重点運用エリア

重点運用エリア		対象行為
エリア	エリアの範囲	
狭山市大字上広瀬、大字下広瀬、大字根岸及び大字笹井の各一部	圏央道狭山日高インターチェンジから概ね1.5kmの範囲内で、飯能市の市境、日高市の市境、区域区分の境、市道幹41号線、市道F第327号線、市道F第384号線、市道F第385号線、市道F第947号線、市道F第957号線、市道F第960号線、市道F第1003号線、市道F第1046号線、市道F第1050号線、市道F第1062号線、根岸字淵道689番8に囲まれたエリア（別紙地図参照）	関係法令等の違反施設・行為